

令和4年5月17日

関係者の皆様へ

(一社) 日本建設機械工業会 クレーン部会

クローラクレーンのつり荷走行について

荷を吊ったまま移動式クレーンを走行させること(「つり荷走行」)政府の通達により原則禁止されています(注1)。

ただしクローラクレーンについては、日本クレーン協会規格(JCAS)の指針(注2)において、一定の作業条件の下、やむを得ない理由がある場合にはつり荷走行が認められる場合があることが規定されています。

しかしながら、この指針は安定性の検討のみに適用されるものであることもあり、2019年4月の上記JCAS指針改定を契機として、ユーザ団体からメーカー側に対し、

- ・現場では年式の異なる様々なメーカーが使用されるため、各メーカーでの共通の基準(作業条件、算出条件など)を前提としたつり荷走行時の定格荷重表作成を願いたい。
- ・つり荷走行に対応した過負荷防止装置の開発を願いたい。

との御要望をいただきました。(注3)

このような状況を踏まえ、当工業会クレーン部会ではつり荷走行作業について、ユーザの皆様が混乱することなく、より安全に作業を行えるよう検討するための分科会(注4)を設置、検討いたしました。

その結果、別紙の対応を行うこととしましたのでお知らせいたします。

(注1) 労働省(現 厚生労働省)通達(基発第218号)昭和50年4月10日

(注2) 「クローラクレーンのつり荷走行時の安定に関する指針」(日本クレーン協会規格 JCAS2002-2019))

(注3) 「クレーンメーカーへの要望事項について」(東京建設重機協同組合、令和2年7月)

(注4) クローラクレーンのつり荷走行能力に関する検討分科会(令和2年12月第1回開催)

(別紙)

1. 「現行生産機におけるクローラクレーンのつり荷走行時のクレーン能力設定状況一覧表」の作成及び公表

本分科会に参加した各メーカーの現行生産機について、機種名、つり荷走行時のクレーン能力の設定有無及びその内容、取扱説明書の記述等について一覧表を作成の上、取扱時の注意事項とともに当工業会のホームページで一般に公表しています。

https://www.cema.or.jp/general/system_document/2020crane.html

2. 工業会会員各社の取扱説明書におけるつり荷走行に関する記載内容の明確化

つり荷走行は原則禁止であることを明記した上、それに関する注意事項、記載内容（監視人配置の必要性、目安となる走行速度の記載や単位等）を各社の取扱説明書に盛り込むこととしました。各社とも令和4年度の出荷機より反映します。

3. つり荷走行を認める機種の定格総荷重表の設定と安全装置の連動

つり荷走行を認める機種については、各社は定格総荷重表を設定した上、その内容と過負荷防止装置等の安全装置を連動させます。各社とも新機種から順次導入します。

御不明な点をご利用のメーカー各社にご連絡願います。

なお、クローラクレーンの吊り荷走行によって事故等が発生した場合に、当工業会及びその会員会社が本資料の記述内容を根拠として事故等の責任を負うものではありません。

以上